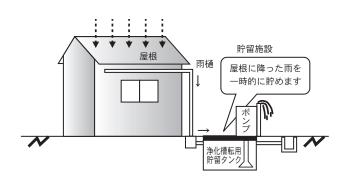
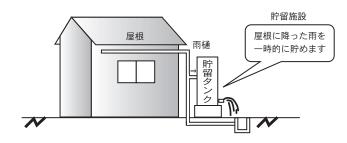


雨水貯留施設は、宅地に降る雨をタンクなどに貯留し、ゲリラ豪雨などの大雨が河川や排水路に短時間に流 れ出ることによる浸水被害などの災害を軽減します。また、貯留水を庭木への散水や洗車などに使用すること で水道水の使用量を節約したり、不用となった浄化槽を再利用することでゴミの発生を少なくして環境保全に 役立ちます。さらには、突然の災害などの非常時に防火用水、生活用水として活用することもできます。 この制度を利用する場合は、施設の設置または購入前に市への申請が必要です。

- 市内に建築物を所有および占有(所有者の 同意を得た方に限る) している個人、また は事業所を有する法人で貯留施設を設置 する方
- 不用となった既設浄化槽を転用、または新 補助施設 たに市販の雨水貯留施設を設置する事業
- 補助金額 ▷不用浄化槽転用=転用工事などに要し た経費の2分の1以内(限度額6万円) ▷市販雨水貯留槽=材料費、工事費、諸経 費で、容量100以以上200以未満は2万円。 容量200%以上は2万5,000円(ただし、 自己による設置手間の工事費、諸経費を 除く)
- ◆照 会 先 土木課 **23**-7336





る本人またはその配偶者の方は、電話 による再交付の申し込みができます。 をしてください。年金を受給されてい 事務所で行いますので、早めに手続き は「ねんきんダイヤル」、 源泉徴収票の再交付 一公的年金の源泉徴収票」の再交付 美濃加茂年金

※お問い合わせの際は、

年金証書の

方でも、 泉徴収税額を納め過ぎとなっている の源泉徴収票が必要となります。 このときの添付書類の1つとしてこ めに確定申告をすることができます。 場合は、 けることができなかったために、源 その税額の還付を受けるた 源泉徴収において控除を受 確定申告をする必要がない

国民健康保険からのお知らせ

平成 21 年分「国民健康保険税納付済額通知書」の送付

平成21年1月~12月に国民健康保険税の納付があっ た世帯に、確定申告用として「国民健康保険税納付済通 知書」を1月中旬に世帯主あてに送付します。

なお、特別徴収(年金からの天引き)のある方は、 厚生労働省年金局から送付される「公的年金等の源泉 徴収票」で金額を確認し、合計して申告してください。

◆照会先 国保年金課国保係

(**23**-7701 • 23-6716 • 23-6719)

確定申告を行わなければなりません。 等申告書」を提出している方や、年金 2つ以上の年金の支払者に「扶養親族 以外に給与などの所得がある方などは 確定申告をする必要がありませんが、 確定申告 年金のみの所得の方は、 原則として

※障害年金や遺族年金は非課税のた め、源泉徴収票は送付されません。

日までに送付されます。

· 照会先

かります。

徴収税額および控除内容を記載した

※平成21年中に亡くなられた方の源

泉徴収票の交付には1カ月程度か

交付の申し込みができます。

未支給請求者の方は、電話による

公的年金等の源泉徴収票」が1月31

たは長寿医療保険料、住民税)、源泉

金額(介護保険料、国民健康保険料ま

間の年金の支払総額、

社会保険料の

金を受給されている皆さんに、1年

厚生年金および国民年金の老齢年

国保年金課年金係 ねんきんダイヤル 美濃加茂年金事務所 (TO 570.05.1 (**5**0 5 7 4 (25) 8 1

れませんので、再交付の申請と同様 に発行手続きをしてください。 一公的年金等の源泉徴収票」 平成21年中に亡くなられた方 は送付さ

年金コードをご用

民年 金からのお知ら 世

平成21年分「公的年金等の源泉徴収 **黒」の交付**

> 意ください。 基礎年金番号、